

# 一般財団法人沖縄県剣道連盟加盟団体規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般財団法人沖縄県剣道連盟定款第9章の加盟団体（以下「加盟団体」という）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(加盟団体の資格)

第2条 県内の各市郡における剣道の普及発展を目的とする団体は加盟団体となることができる。

(加盟申込)

第3条 加盟団体となるには、加盟申込書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には次の書類を添付するものとする。

- (1) 加盟団体規約
- (2) 加盟団体会員名簿（様式第2号）

(加盟承認)

第4条 加盟申込があった場合は、連盟会長はこれを遅滞なく理事会及び評議員会の議に付するものとする。

- 2 加盟団体に対して定款40条第1項の承認があった場合は、連盟会長は当該加盟団体に対し、その旨及び分担金の納付期限について通知しなければならない。
- 3 定款第42条に基づき加盟承認を受けた団体が前項の納付期限を徒過した場合は、連盟会長はすでになされた加盟承認を取消し、または分担金の支払いあるまで承認の効力を停止することができる。
- 4 連盟会長は、前項の処分をした場合はこれを理事会及び評議員会に報告しその承認を得なければならない。

(加盟団体の事業)

第5条 加盟団体は、次の事業を行う。

- (1) 地域市郡における剣道の普及、発展に関する事業
- (2) 本連盟が行う定款3条に定める事業への協力
- (3) 本連盟から委託された、級位審査に関する事業
- (4) 本連盟から加盟団体に委託された審査会に関する事業

(5) その他、必要な事業

(会費等)

第6条 加盟団体は、所属会員から別に定める入会金及び年会費を徴収するものとする。

2 入会金及び年会費については、理事会において定める。

(書類及び帳簿の備付等)

第7条 加盟団体は、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 加盟団体規約及び本連盟規約等
- (2) 加盟団体会員及び役員名簿
- (3) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類等
- (4) 本連盟その他との往復文書等

(諸報告等)

第8条 加盟団体は、その所属会員について入会、脱会もしくは登録変更（加盟登録団体を変更することをいう。以下同じ。）等の異動がある場合は、その異動もしくは変更のあった日から1月以内にこれを連盟に報告しなければならない。

2 次の事項については、毎年度2月までに報告するものとする。

- (1) 毎年度事業計画
- (2) 役員名簿
- (3) 会員の称号別、段位別の名簿（様式第3号）

(分担金の納付)

第9条 加盟団体は、毎年7月末までに分担金を納付しなければならない（様式第4号）

2 加盟団体が年度内に分担金を完納しない場合は、会長は分担金の完納あるまで、当該加盟団体所属の会員に対し、第12条所定の権利を認めないことができる。

3 会長は前項の処置をとったときは、理事会に報告するものとする。

(分担金の額)

第10条 分担金の額は、毎年、過年度の分担金の額及び納入実績並びに会員数その他を参考にして理事会において定める。

(会員)

第11条 加盟団体の会員は、次に該当し、加盟団体名簿に登録された者とする。

- (1) 剣道、居合道、杖道の有段級者であること。
- (2) 入会するには、原則として現住所地、又は本籍地の加盟団体に入会金及び年会費を添えて申し込むこと。(様式第5号)

(加盟団体会員の権利と義務)

第12条 加盟団体の会員は、段級位の審査を受け、競技会、講習会その他の連盟の行事に参加し、かつ、連盟の役員となる権利を有する。

- 2 会員は、定められた年会費を納めなければならない。
- 3 四段以上の審査に関して、会費未納の受審者は、受審資格年限を上限に未納分を納めなければならない。

(脱退)

第13条 加盟団体は、期限の到来した分担金納付義務、その他の義務を履行した後でなければ脱退届を提出することができない。

- 2 加盟団体がすでに納付した分担金その他は、脱退、解散、その他の理由いかんによらずこれを返還しない。

附則

この規則は、平成27年6月27日から施行する。

この規則は、令和8年3月28日から施行する。